

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

浦安市長

公表日

令和5年11月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。								
②システムの機能	<p>①本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>②本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>③個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>④本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑤機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑥本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>⑧個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p> <p>⑨住基ネット連携機能 住基ネットへの本人確認情報の連携機能、転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市区町村間の通知機能。</p> <p>⑩送付先連携機能。 住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書)を送付するため、送付先情報を住基ネットへ連携する機能。</p> <p>⑪文字同定機能 住基ネットと既存住基との文字同定機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
システム3									
①システムの名称	コンビニ交付システム								
②システムの機能	<p>①既存住基、戸籍システムから証明書情報を連携する機能</p> <p>②コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で証明書自動交付を行う機能</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム		
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								

	[<input type="radio"/>] その他 (戸籍システム、証明書交付センター)
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①宛名管理機能: 既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (中間サーバーGW)
システム5	
①システムの名称	中間サーバーGW
②システムの機能	①中間サーバーとの連携時における各業務宛名番号から団体内統合宛名番号へ変換する機能。 ②文字コードを変換する機能 ③中間サーバーとの通信監理及び制御する機能。
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (中間サーバー)
システム6～10	

システム6									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>①符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合DB及び住記システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 ※中間サーバーの「システム方式設計書_6.0.0_機能要件の整理 第1.1 版」以降で明示予定。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバーGW</td> <td>)</td> </tr> </table>	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバーGW)
[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバーGW)								
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠):なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民経済部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出等の事由により住民票が削除されたもの(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住民票関係事務として、住民に関する正確な記録を行い、住基ネットへの本人確認情報の通知を行う必要がある為。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	住基法第7条(住民票の記載事項)に定められている項目を充足させるために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月6日
⑥事務担当部署	市民経済部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	住民基本台帳の更新、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務の実施	
④使用の主体	使用部署	市民経済部市民課、浦安駅前行政サービスセンター、新浦安駅前行政サービスセンター、舞浜駅前行政サービスセンター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出、職権に基づく住民基本台帳の記載、削除、記載内容の修正を行う。 ・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対して通知を行う。 ・転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対して通知を行う。 ・住民票の写し等、各種証明書の発行を行う。 ・住民基本台帳ネットワークへの本人確認情報の通知を行う。 ・個人番号未指定者に対して、機構へ住民票コードを通知し、個人番号を取得する。 ・住民基本台帳情報の庁内連携や、他自治体等からの情報照会時に情報の提供を行う。 ・法務省へ外国人の住居地変更情報を通知する。 	
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で検索を行い突合する。 ・機構より個人番号が通知された際に、氏名・生年月日・住所・性別等の本人情報と突合する。 	
⑥使用開始日	平成27年7月6日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	既存住基システムの運用保守業務委託	
①委託内容	既存住基システムのシステム運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	コンビニ交付システム運用委託	
①委託内容	コンビニ交付サービスに係るシステム運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から提出された再委託に関する届出の内容を確認し、承諾の通知を送付。
	⑥再委託事項	コンビニ交付システムハードウェア、ソフトウェア、証明書連携ソフトウェア、暗証番号登録システム、時間外受付システムの提供、保守。
委託事項3	データセンターの運用	
①委託内容	システム稼働の必要なサーバ及びデータセンター運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		
委託事項5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (58) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (37) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号 別表2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表2に定める事務(別紙1参照)
③提供する情報	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出、死亡等の事由により住民票が削除されたものを含む。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムで照会があった際に随時情報提供
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「削除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月6日
⑥事務担当部署	市民経済部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日	平成27年7月6日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	既存住基システムの運用保守業務委託	
①委託内容	既存住基システムのシステム運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	データセンターの運用	
①委託内容	システム稼働の必要なサーバ及びデータセンター運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
委託事項4		
委託事項5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。
提供先3	
提供先4	
提供先5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><浦安市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p>
7. 備考	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「削除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (通知カード及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月6日
⑥事務担当部署	市民経済部 市民課

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	既存住基システムの運用保守業務委託	
①委託内容	既存住基システムのシステム運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	データセンターの運用	
①委託内容	システム稼働の必要なサーバ及びデータセンター運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
委託事項4		
委託事項5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条
②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<浦安市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

宛名情報

1. 個人番号, 2. 宛名番号, 3. 統合宛名番号, 4. 世帯番号, 5. 氏名, 6. 性別, 生年月日, 7. 住所, 電話番号, 8. 行政区コード, 9. 支所コード, 10. 地区コード, 11. 班コード, 12. 住民でなくなる日, 13. 住民でなくなる事由

住民基本台帳情報

1. 宛名番号, 2. 住民票コード, 3. 世帯番号, 4. 準世帯区分, 5. 最大住所連番, 6. 現存区分, 7. 人格区分, 8. 世帯主区分, 9. 支所コード, 10. 地区コード, 11. 行政区コード, 12. 班コード, 13. 小学校区コード, 14. 中学校区コード, 15. 投票区コード, 16. 算定団体コード, 17. 続柄コード1, 18. 続柄コード2, 19. 続柄コード3, 20. 続柄コード4, 21. 続柄区分, 22. 続柄名, 23. 実続柄名, 24. 生年月日, 25. 和暦生年月日, 26. 表示用生年月日, 27. 性別, 28. 記載順位, 29. 異動日, 30. 異動事由, 31. 異動届出日, 32. 異動届出区分, 33. 住定日, 34. 住定事由, 35. 住定届出日, 36. 住定届出区分, 37. 現住所連番, 38. 前住所連番, 39. 転入前住所連番, 40. 転入未届地連番, 41. 本籍地連番, 42. 出予定日, 43. 転出予定届出日, 44. 転出予定届出区分, 45. 転出予定地連番, 46. 転出確定日, 47. 転出確定通知日, 48. 転出確定届出区分, 49. 転出確定地連番, 50. 住民となる日, 51. 住民となる事由, 52. 住民となる届出日, 53. 住民となる届出区分, 54. 住民でなくなる日, 55. 住民でなくなる事由, 56. 住民でなくなる届出日, 57. 住民でなくなる届出区分, 58. 死亡日不詳区分, 59. 氏名かな, 60. 氏名漢字, 61. 本名かな, 62. 本名漢字, 63. 世帯主氏名かな, 64. 世帯主氏名漢字, 65. 備考, 66. 改製連番, 67. 改製日, 68. 旧氏名かな, 69. 旧氏名漢字, 70. 広域宛名番号, 71. 処理日キー, 72. 処理時間キー, 73. 処理区分キー, 74. 全部一部キー, 75. 職員番号キー, 76. 作成日, 77. 更新日, 78. 更新時間, 79. 更新職員宛名番号, 80. 更新端末番号, 81. ごみ業者コード, 82. し尿業者コード, 83. 広域交付発行停止コード, 84. 外字未登録フラグ, 85. 予備コード1, 86. 予備コード2, 87. 予備コード3, 88. 予備コード4, 89. 予備コード5, 90. 予備項目1, 91. 予備項目2, 92. 予備項目3, 93. 予備項目4, 94. 予備項目5, 95. アルファベット氏名かな, 96. アルファベット氏名漢字, 97. 外国人氏名かな, 98. 外国人氏名漢字, 99. 通称名かな, 100. 通称名漢字, 101. 併記名かな, 102. 併記名漢字, 103. 外国人の住民となる日, 104. 在留番号種別, 105. 在留カード番号, 106. 在留資格コード, 107. 在留期間終了年月日, 108. 在留期間年, 109. 在留期間月, 110. 在留期間日, 111. 国籍等コード, 112. カード有効満了日, 113. 第30条45に規定する区分居住地の届出の有無, 114. 生年月日不詳区分, 115. 旅券番号, 116. 旅券発行年月日, 117. 上陸許可年月日, 118. 住民票上世帯主名, 119. 120. 宛名番号(番号制度) 121. 旧氏漢字 122. 旧氏かな

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード, 2. 漢字氏名, 3. 外字数(氏名), 4. ふりがな氏名, 5. 清音化かな氏名, 6. 生年月日, 7. 性別, 8. 市町村コード, 9. 大字・字コード, 10. 郵便番号, 11. 住所, 12. 外字数(住所), 13. 個人番号, 14. 住民となった日, 15. 住所を定めた日, 16. 届出の年月日, 17. 市町村コード(転入前), 18. 転入前住所, 19. 外字数(転入前住所), 20. 続柄, 21. 異動事由, 22. 異動年月日, 23. 異動事由詳細, 24. 旧住民票コード, 25. 住民票コード使用年月日, 26. 依頼管理番号, 27. 操作者ID, 28. 操作端末ID, 29. 更新順番号, 30. 異常時更新順番号, 31. 更新禁止フラグ, 32. 予定者フラグ, 33. 排他フラグ, 34. 外字フラグ, 35. レコード状況フラグ, 36. タイムスタンプ, 37. 旧氏漢字, 38. 旧氏かな

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号, 2. 送付先郵便番号, 3. 送付先住所 漢字項目長, 4. 送付先住所 漢字, 5. 送付先住所 漢字 外字数, 6. 送付先氏名 漢字項目長, 7. 送付先氏名 漢字, 8. 送付先氏名 漢字 外字数, 9. 市町村コード, 10. 市町村名 項目長, 11. 市町村名, 12. 市町村郵便番号, 13. 市町村住所 項目長, 14. 市町村住所, 15. 市町村住所 外字数, 16. 交付場所名 項目長, 17. 交付場所名, 18. 交付場所名 外字数, 19. 交付場所住所 項目長, 20. 交付場所住所, 21. 交付場所住所 外字数, 22. 交付場所電話番号, 23. カード送付場所名 項目長, 24. カード送付場所名, 25. カード送付場所名 外字数, 26. カード送付場所郵便番号, 27. カード送付場所住所 項目長, 28. カード送付場所住所, 29. カード送付場所住所 外字数, 30. カード送付場所電話番号, 31. 対象となる人数, 32. 処理年月日, 33. 操作者ID, 34. 操作端末ID, 35. 印刷区分, 36. 住民票コード, 37. 氏名 漢字項目長, 38. 氏名 漢字, 39. 氏名 漢字 外字数, 40. 氏名 かな項目長, 41. 氏名 かな, 42. 郵便番号, 43. 住所 項目長, 44. 住所, 45. 住所 外字数, 46. 生年月日, 47. 性別, 48. 個人番号, 49. 第30条の45に規定する区分, 50. 在留期間の満了の日, 51. 代替文字変換結果, 52. 代替文字氏名 項目長, 53. 代替文字氏名, 54. 代替文字住所 項目長, 55. 代替文字住所, 56. 代替文字氏名位置情報, 57. 代替文字住所位置情報, 58. 外字フラグ, 59. 外字パターン

中間サーバ

1. 情報提供用個人識別符号, 2. 団体内統合宛名番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届出においては、住基法第27条（届出の方式等）の規定に基づき、書面にて本人又は代理人による届け出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行っている。 ・届出に応じた必要項目以外は記載できないようにしている。 ・システムを利用する職員を限定し、ID及びパスワードによる本人認証を実施している。 ・特定の職員のみログインできるシステムにおいて、ログイン履歴を管理しているため、誰がいつ何の情報を入力したかがかわるようになっている。また、H29.7月より、ID及びパスワードによる認証に加え、ICカードによる認証も入れた2段階認証としている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<特定個人情報を入手する際の情報漏えいや紛失リスクに対する措置> ・個人情報保護や取扱いについて、年二回のセキュリティトレーニングや内部監査を行い、市のセキュリティポリシーの周知や、ITに関する一般常識、事故対応の方法等、意識を高める活動をしている。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	団体内統合宛名システムと各業務システムにおいて、他システムからのアクセスについては、アクセス可能な情報の範囲を必要範囲に限定するよう、アクセス制御を行っている。 各業務で使用する業務システムから出力される、個人情報記載された紙媒体については、都度シュレッダーにかけるか、施錠保管を行っている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人毎にユーザIDを設定し、ユーザID、パスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存している。また記録は定期的にセキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・アクセス権限の発効・失効は、毎年度使用者の見直しを行い、権限表の申請書を元に適切に管理を行っている。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報を取扱う契約において、契約書内に個人情報取扱特記事項として次の内容を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持 ・収集の制限 ・適正な管理のために必要な措置を講じる ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は複製の禁止 ・持ち出しの禁止 ・承諾を得ていない再委託の禁止 ・資料等の返還 ・従事者への周知 ・必要に応じ随時調査を行う ・事故発生等における報告 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・許可のない再委託を禁止する。 ・特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
システム調達時における業者の選定について、ISMSやプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していることを条件としている。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、使用部署の所属長からの申請により、所管部署が法的根拠から可否判断を行い、承認した所属部署に限り、データを移転する。 提供用については、番号法第19条において定められた事務に限定して行うものとしている。また、必要に応じてアクセスログを確認することができるものとする。</p>	
その他の措置の内容	サーバ室への入退出及びシステムへのアクセス権を厳格に管理し、原則情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
システム連携時において、庁内業務システム同士のデータ連携は、みだりに連携させることなく、予め決められたシステムのみ連携可能となっている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクについて

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

・入手した特定個人情報が不正確であるリスクについて

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクについて

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

・不適切な方法で提供されるリスクについて

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

・誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクについて

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

・その他の措置について

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

<浦安市における措置>

- ①地方公共団体からの照会が来た際は、ログが残る仕様となっており、アクセス管理が可能となっている。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスクを想定した安全管理体制をセキュリティポリシーで謳っている。 ・漏えい・滅失・毀損を想定した情報セキュリティに関わる安全管理規程をセキュリティポリシーで謳っている。 ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を想定した安全管理体制・規程を年2回のセキュリティeラーニングや内部監査にて、職員へ周知を行っている。 ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、サーバを堅牢なデータセンターへ設置している。データセンターへは事前の申請でのみ入館可能で、建物の入り口で荷物検査があり、サーバ室へは顔認証による入室管理がなされており、強固なセキュリティ管理がなされている。また、庁舎内にあるサーバ室は、入退室管理簿によって管理されており、サーバ室内はカメラによって執務室から常に監視できるようにしている。紙媒体に関しては、不要な場合は都度シュレッダーをかけ、保管する場合は施錠管理を行っている。 ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、ウイルス対策ソフトの導入と、不正アクセス対策を実施している。職員のパソコンはUSB等の電磁記録媒体が使用できない状態となっており、業務上必要な時は、使用可能な専用パソコンにて、ウイルスソフトにて確認後、使用可能となっている。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、庁内ネットワークのファイルサーバは1日3回のバックアップを行っている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<特定個人情報の漏えい、滅失、毀損のリスクに対する措置>

- ・個人情報が記載されている紙媒体については、都度シュレッダーをかけるか、年4回、機密文書を全庁でまとめて溶解処理にて処分を行っている。

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>(浦安市における措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等(非常勤職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修、内部監査、eラーニングにより意識の向上を行っている。 ・新規で構築したシステムのサーバやインターネットに公開しているサーバに対するセキュリティチェックを外部監査にて行う。 <p>(中間サーバー・プラットフォームにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出、申請等の窓口において届出、申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上の指定を必須とする。 ・システム連携を開始する際に、業務上必要最低限の項目のみを連携してよいとしており、ログでの管理を行っているため、セキュリティを担保している。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</p> <p>なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><特定個人情報の漏えいのリスクに対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・15分間キーボードやマウスに触れないとロックアップされ、本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーは使用后、シュレッダー又は施錠可能な場所に保管しておく ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	(1)住民基本台帳ファイルと同じ	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	(1) 住民基本台帳ファイルと同じ		
その他の措置の内容	(1) 住民基本台帳ファイルと同じ		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	(1)住民基本台帳ファイルと同じ		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・管理・保管 :サーバー設置場所に入退室装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 :サーバー室には監視カメラを設置し、入退室者を管理している。 :サーバー室内に設置してあるサーバーは、すべてサーバーラックに設置し、サーバーラックは施錠及び耐震固定になっており、部屋全体の湿度及び温度管理を空調機で行っている。			
・消去・廃棄 :サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で破棄する。 :紙文書は、溶解又はシュレッダー処分を行う。 :電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。			

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	中間サーバ・プラットフォームにおける措置を除き(1)住民基本台帳ファイルと同じ
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
②請求方法	情報公開室又は市ホームページからダウンロードできる「個人情報開示請求書」に必要事項を記載し提出する。なお、身分証明書等により本人等の確認を行う。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市市民経済部市民課 電話番号 047-351-1111
②対応方法	・問い合わせ等については、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、必要な対応を行い総務部法務文書課へ報告する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年10月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	情報公開コーナー	情報公開室	事後	単なる名称変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年8月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	情報公開コーナー	情報公開室	事後	単なる名称変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年8月1日	別紙2)5. 特定個人情報の移転先	移転先NO.11 別表第一の項番16 移転先における用途 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの 移転先(所管課) 学務課	削除	事前	該当しない事務と判明したことによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年8月1日	別紙2)5. 特定個人情報の移転先	移転先NO.12~34	移転先NO.11~33	事後	該当しない事務による、単なる移転先NO変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年8月1日	別紙2)5. 特定個人情報の移転先	移転先NO.1 移転先 国民健康保険課 移転先NO.9 移転先 国民健康保険課 移転先NO.12 移転先 国民健康保険課 移転先NO.13 移転先 市民課 移転先NO.16 移転先 国民健康保険課 移転先NO.26 移転先 国民健康保険課 移転先NO.31 移転先 市民課 移転先NO.33 移転先 市民課	移転先NO.1 移転先 国保年金課 移転先NO.9 移転先 国保年金課 移転先NO.12 移転先 国保年金課 移転先NO.13 移転先 国保年金課 移転先NO.16 移転先 国保年金課 移転先NO.26 移転先 国保年金課 移転先NO.31 移転先 国保年金課 移転先NO.33 移転先 国保年金課	事後	組織改正に伴う単なる名称変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他 (法務省連携システム、証明書自動交付システム)	[○]その他 (法務省連携システム、証明書自動交付システム、コンビニ交付システム)	事後	コンビニ交付システムを導入したことによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	証明書自動交付システム	コンビニ交付システム	事後	当初予定していた証明書自動交付システムでの個人番号記載証明書発行はなく、コンビニ交付システムでの発行に伴うシステム変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	①既存住基システムから証明書情報を連携する機能 ②庁内及び駅前行政サービスセンターに設置している自動交付機で証明書自動交付を行う機能	①既存住基、戸籍システムから証明書情報を連携する機能 ②コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で証明書自動交付を行う機能	事後	当初予定していた証明書自動交付システムでの個人番号記載証明書発行はなく、コンビニ交付システムでの発行に伴うシステム変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①他のシステムとの接続	[○]既存住基基本台帳システム	[○]既存住基基本台帳システム [○]その他(戸籍システム、証明書交付センター)	事後	当初予定していた証明書自動交付システムでの個人番号記載証明書発行はなく、コンビニ交付システムでの発行に伴うシステム変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	自動交付機運用支援業務委託	コンビニ交付システム運用委託	事後	当初予定していた証明書自動交付システムでの個人番号記載証明書発行はなく、コンビニ交付システムでの発行に伴うシステム変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	自動交付機の運用及び保守に関わる業務を委託	コンビニ交付サービスに係るシステム運用及び保守に関わる業務を委託	事後	当初予定していた証明書自動交付システムでの個人番号記載証明書発行はなく、コンビニ交付システムでの発行に伴うシステム変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、23、24、25、26、27、28、31、32、33、37、38、39、41、43、45、47、48、50、51、53、55、56、57、58、59条)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、23、24、25、26、27、28、31、32、33、37、38、39、41、43、44、45、47、48、49、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3)	事前	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更には該当しない。

平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(55)件 [O]移転を行っている(33)件	[O]提供を行っている(57)件 [O]移転を行っている(37)件	事前	番号法、別表第2主務省令の一部改正及び個人番号の独自利用条例の制定に伴う件数の変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	番号法第9条第1項 別表第1に定める事務の所管課(別紙2参照)	番号法第9条第1項 別表第1に定める事務及び浦安市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「独自利用条例」という。) 別表第1に定める事務の所管課(別紙2参照)	事前	個人番号の独自利用条例制定による変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1に定める事務(番号法第9条第2項及び第19条の第9号に基づく条例を定める予定)	番号法第9条第1項、第9条第2項及び独自利用条例 別表第1(別紙2参照)	事前	個人番号の独自利用条例制定による変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法第19条第7号 別表1に定める事務(別紙2参照)	番号法第9条第1項、第9条第2項及び独自利用条例 別表第1に定める事務(別紙2参照)	事前	個人番号の独自利用条例制定による変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	総務省令に記載予定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条	事後	総務省令制定による改正のため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	別紙1)5. 特定個人情報の提供先(番号利用法第19条第7号 別表第二に定める事務を行う者	提供先NO8 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先NO8 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	別紙2)5. 特定個人情報の移転先(表題及び見出し)	番号法第9条第1項 別表第一に定める事務を行う所管課 移転先NO 別表第一の項番 移転先における用途 移転先(所管課)	番号法第9条第1項 別表第一に定める事務及び独自利用条例 別表第1に定める事務を行う所管課 移転先NO 別表第一の項番 条例別表第1の項番 移転先における用途 移転先(所管課)	事前	個人番号の独自利用条例制定による表題及び見出しの変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	別紙2)5. 特定個人情報の移転先	移転先NO.11 別表第一の項番27 移転先における用途 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの 移転先(所管課) 学務課		事前	他の実施機関の内容が混在していたことによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	別紙2)5. 特定個人情報の移転先	移転先NO12~33	移転先NO11~32	事前	該当しない事務による、単なる移転先NO変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	別紙2)5. 特定個人情報の移転先		移転先における用途 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの 移転先(所管課) 社会福祉課 移転先NO. 34 条例別表第1の項番 2 移転先における用途 浦安市重度障がい者医療給付条例(昭和48年条例第2号)による医療給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの 移転先(所管課) 障がい福祉課 移転先NO. 35 条例別表第1の項番 3 移転先における用途 浦安市ひとり親家庭住宅手当支給条例(昭和52年条例第8号)による住宅手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの 移転先(所管課) こども課 移転先NO. 36 条例別表第1の項番 4 移転先における用途 浦安市子ども医療費の助成に関する条例(平成6年条例第1号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 移転先(所管課) こども課 移転先NO. 37 条例別表第1の項番 5 移転先における用途 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のいない児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 移転先(所管課) こども課	事前	個人番号の独自利用条例制定による事務の追加になるため、重要な変更には該当しない。

平成29年7月14日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	組織の名称変更に伴う変更のため、重要な変更該当しない。
平成29年7月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	⑨ 市町村間の通知機能する機能 ⑩ 文字同する定機能	⑨ 市町村間の通知機能 ⑩ 文字同定機能	事後	表記の誤りによるものになるため、重要な変更該当しない。
平成29年7月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠)	(別表第二における情報提供の根拠)	事後	表記の誤りによるものになるため、重要な変更該当しない。
平成29年7月14日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 住民基本台帳ファイル 2. 個人情報の入手 リスクに対する措置の内容		また、H29.7月より、ID及びパスワードによる認証に加え、ICカードによる認証も入れた二段階認証としている。	事前	リスク対策に関する措置を新たに追加したため、重要な変更該当しない。
平成29年7月14日	別紙2) 5. 特定個人情報の移転先	高齢者支援課	高齢者福祉課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更該当しない。
平成29年7月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の2、23、24、25、26条の3、27、28、31、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠): なし	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠): なし	事前	番号法及び別表第二主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更該当しない。
令和1年6月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 村田 美佐子	市民課長	事後	様式変更のため、重要な変更当たらない。
令和1年6月28日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務課	法務文書課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更当たらない。
令和1年6月28日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ ①対応方法	総務課	法務文書課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更該当しない。
令和1年6月28日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成26年10月1日	平成31年1月31日	事後	評価再実施に伴う変更。
令和1年6月28日	別紙2) 5. 特定個人情報の移転先 移転先NO. 4 移転先(所管課)	健康増進課	健康増進課 母子保健課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更該当しない。
令和1年6月28日	別紙2) 5. 特定個人情報の移転先 移転先NO. 16 移転先(所管課)	高齢者福祉課	高齢者包括支援課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更該当しない。
令和1年6月28日	別紙2) 5. 特定個人情報の移転先 移転先NO. 23 移転先(所管課)	健康増進課	母子保健課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更該当しない。
令和1年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム	証明書自動交付システム	削除	事後	証明書自動交付システム廃止による変更のため、重要な変更該当しない。

令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託	再委託しない	再委託する 委託先から提出された再委託に関する届出の内容を確認し、承諾の通知を送付。 コンビニ交付システムハードウェア、ソフトウェア、証明書連携ソフトウェア、暗証番号登録システム、時間外受付システムの提供、保守。	事後	再委託の有無の変更により、評価再実施。
令和1年6月28日	別紙2)5. 特定個人情報の移転先 移転先NO. 8 移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	別紙2)5. 特定個人情報の移転先 移転先NO. 11 移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	別紙2)5. 特定個人情報の移転先 移転先NO. 25 移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収または保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠):なし	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠):なし	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(57)件	[O]提供を行っている(58)件	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	(別添1)ファイル記録項目 (1)住民基本台帳ファイル		121. 旧氏漢字122. 旧氏かな	事後	住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴うファイル記録項目の変更になるため、重要な変更には該当しない
令和2年6月30日	(別添1)ファイル記録項目 (2)本人確認情報ファイル		37. 旧氏漢字、38. 旧氏かな	事後	住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴うファイル記録項目の変更になるため、重要な変更には該当しない
令和2年6月30日	III リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事後	記載誤記の修正になるため、重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	III リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的方法		・許可のない再委託を禁止する。 ・特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。	事後	記載誤記の修正になるため、重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	III リスク対策 (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	十分に行っている	再委託していない	事後	記載誤記の修正になるため、重要な変更には該当しない。

令和2年6月30日	Ⅲ リスク対策 (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの担 保 具体的な方法	(1)住民基本台帳ファイルと同じ		事後	記載誤記の修正になるため、 重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	別紙1)5. 特定個人情報の提 供先(番号法第19条第7号 別表第二に定める事務を行う 者)		提供先NO.:45 別表第二の項番:97 提出先:都道府県知事又は保健所を設置する 市の長 提出先における用途:感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療に関する法律による費 用の負担又は療養費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの 提供する情報(特定個人情報):住民票関係情 報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更 になるため、重要な変更該当 しない。
令和2年6月30日	別紙1)5. 特定個人情報の提 供先(番号法第19条第8号 別表第二に定める事務を行う 者)	提供先NO.45~57	提供先NO.46~58	事後	単なる提供先NO変更になる ため、重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	別紙2)5. 特定個人情報の移 転先 移転先NO.9 移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこ れらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調 査を含む。))に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこ れらの法律に基づく条例又は特別法人事業税 及び特別法人事業譲りに関する法律(平成三 十一年法律第四号)による地方税若しくは特 別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは 特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調 査を含む。))に関する事務であって主務省令で 定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更 になるため、重要な変更該当 しない。
令和2年6月30日	別紙2)5. 特定個人情報の移 転先 移転先NO.23 移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第四十一号) による保健指導、新生児の訪問指導、健康診 査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産 婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪 問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に 要する費用の支給又は費用の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和四十年法律第四十一号) による保健指導、新生児の訪問指導、健康診 査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産 婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪 問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に 要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康 包括支援センターの事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更 になるため、重要な変更該当 しない。
令和2年6月30日	別紙2)5. 特定個人情報の移 転先 移転先NO.25 移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給、保険料の徴収または 保険事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給、保険料の徴収または 同法第二十五条第一項の高齢者保健事業 若しくは同法第五項の事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更 になるため、重要な変更該当 しない。
令和2年6月30日	別紙2)5. 特定個人情報の移 転先 移転先NO.32 移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六 十五号)による子どものための教育・保育給付 の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実 施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六 十五号)による子どものための教育・保育給付 若しくは子育てのための施設等利用給付の支 給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に 関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更 になるため、重要な変更該当 しない。
令和3年3月25日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、20、21、23、27、30、31、34、3 5、37、38、39、40、42、48、53、54、57、 58、59、61、62、66、67、70、74、77、8 0、84、85の2、89、91、92、94、96、10 1、102、103、105、106、108、111、11 2、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報照会が行わ ない) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠):(1、2、 3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、2 2、22条の3、22条の4、23、24、24条の3、 25、26条の3、27、28、31、31条の2、31 条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、 43条の3、43条の4、44条の2、45、47、4 8、49条の2、50、51、53、55、56、57、5 8、59、59条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠):なし	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、20、21、23、27、30、31、34、3 5、37、38、39、40、42、48、53、54、57、 58、59、61、62、66、67、70、74、77、8 0、84、85の2、89、91、92、94、96、97、 101、102、103、105、106、107、108、1 11、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報照会が行わ ない) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠):(1、2、 3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、2 2、22条の3、22条の4、23、24、24条の3、 25、26条の3、27、28、31、31条の2、31 条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、 43条の3、43条の4、44条の2、45、47、4 8、49条の2、50、51、53、55、56、57、5 8、59、59条の2、59条の3)	事後	番号法の一部改正に伴う変更 になるため、重要な変更該当 しない。
令和3年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概 要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(58)件	[○]提供を行っている(59)件	事後	番号法の一部改正に伴う変更 になるため、重要な変更該当 しない。
令和3年3月25日	別紙1)5. 特定個人情報の提 供先(番号法第19条第7号 別表第二に定める事務を行う 者)		提供先NO.:51 別表第二の項番:107 提出先:厚生労働大臣 提出先における用途:特定障害者に対する特 別障害給付金の支給に関する法律による特別 障害給付金の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの 提供する情報(特定個人情報):住民票関係情 報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更 になるため、重要な変更該当 しない。

令和3年3月25日	別紙1)5. 特定個人情報の提供先(番号法第19条第8号別表第二に定める事務を行う者)	提供先NO.51~58	提供先NO.52~59	事後	単なる提供先NO変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠):なし	事後	番号法及び別表第二主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号 別表2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号 別表2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表2	番号法第19条第8号 別表2	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表2に定める事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号 別表2に定める事務(別紙1参照)	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	別紙1)5. 特定個人情報の提供先(番号法第19条第8号別表第二に定める事務を行う者)	提供先NO.:12 別表第二の項番:21 提出先:厚生労働大臣 提出先における用途:身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報(特定個人情報):住民票関係情報であって主務省令で定めるもの		事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	別紙1)5. 特定個人情報の提供先(番号法第19条第8号別表第二に定める事務を行う者)	タイトル 別紙1)5. 特定個人情報の提供先(番号法第19条第7号 別表第二に定める事務を行う者)	タイトル 別紙1)5. 特定個人情報の提供先(番号法第19条第8号 別表第二に定める事務を行う者)	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和5年11月22日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年1月31日	令和5年10月20日	事後	評価再実施に伴う変更。